

# 受託研究契約書(例)

受託者 学校法人自治医科大学(以下「甲」という。)と委託者  
(以下「乙」という。)は、次のとおり受託研究に関する契約を締結する。

## (受託研究)

第1条 甲は、乙の委託により次の研究(以下「受託研究」という。)を実施する。

- (1) 受託研究の題目:
- (2) 受託研究の目的:
- (3) 受託研究の内容:
- (4) 研究担当責任者(所属、職・氏名)
- (5) 研究期間 年 月 日 から 年 月 日 までとする。

## (受託研究費)

第2条 乙は、受託研究に要する経費として、総額 円(内訳:研究費 円、  
管理経費(研究費の20%) 円)を甲の請求に基づき支払期限までに支払わなければ  
ならない。

## (研究成果の公表)

第3条 甲は、受託研究終了後、研究成果を公表するものとする。ただし、公表しようとする場合、  
甲は事前に乙の了解を得るものとする。

## (秘密の保持)

第4条 甲及び乙は、受託研究の実施に伴い相手方より知得した業務上の秘密について、相手方の  
了解なしに第三者に漏らしてはならない。

## (研究結果の報告)

第5条 甲は、受託研究が終了したとき(研究を中止したときも含む)は、乙に対しその結果を報  
告するものとする。

## (再委託等の禁止)

第6条 甲は乙の承諾なしに、受託研究の再委託等この契約に基づく権利及び義務を第三者に承継  
させてはならない。

## (知的財産権の帰属)

第7条 受託研究の結果生じた知的財産権の帰属については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

## (購入物品の所有権)

第8条 受託研究費により購入した設備、物品等の所有権は、甲に帰属するものとする。

(契約の変更)

第9条 甲乙いずれか一方において止むを得ない事由が生じたときは、甲乙協議の上、この契約を変更することができるものとする。

(契約の有効期間)

第10条 この契約の有効期間は、第1条(5)に定める研究期間とする。

2 この契約の終了後も、第3条及び第4条は3年間、第7条は対象事項が存在する限り有効に存続する。

(協議)

第11条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の解釈に疑義が生じた事項については、必要に応じその都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 栃木県下野市薬師寺3311-1  
 学校法人 自治医科大学  
 理事長 大石 利雄 印

乙 (住所)

(氏名) 印